

## 【建設課からのお知らせ】

『令和7・8年度入札参加資格申請』を下記のとおり受け付けます。

※町内業者においては、『令和7年度入札参加資格申請』となります。

※町外業者においては令和6・7年度入札参加資格申請事業者は提出不要です。

### ● 建設工事について

- 1 建設工事入札参加資格審査申請書（県の様式記入要項を参考にして下さい）
- 2 建設業許可通知書の写し
- 3 建設業許可申請書の写し
- 4 経営規模等評価・結果通知書の写し
- 5 直前2年（R5年・R6年）の各事業年度における工事経歴書
- 6 町税等納税証明書及び各使用料納入証明書（町内業者のみ）
- 7 消費税及び地方消費税納税証明書の写し（直近のもの）
- 8 労働保険料（労災保険）納入証明書の写し（直近のもの）
- 9 退職金共済組合加入契約証明書の写し（直近の支払証のコピーも）
- 10 雇用保険料納入証明書の写し（直近のもの）
- 11 使用印鑑届及び印鑑証明書（3ヶ月内）の写し
- 12 専任技術者証明書の写し（直近のもの）
- 13 従業員等の技術資格者一覧表（資格免状・講習終了証等のコピーを添付）
- 14 〃 の健康保険証の写し（全員分、ただし多数の場合は主たる方々の保険証の写し）
- 15 建設業に関連した表彰の写し（R4.4/1～R6.3/31までの分）
- 16 建設業許可申請書に明記の本社及び委任先の所在地の郵便番号、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス
- 17 その他（R5・6年度ボランティア証明書の写し等）  
※ボランティア状況写真を添付してください。
- 18 委任状（支店・営業所等に委任する場合）

### ● 物品・役務の提供については鹿児島県の様式を参考にして下さい。

（役務提供）

1. 入札参加資格審査申請
2. 営業概要書
3. 営業に関する許認可証の写し
4. 誓約書
5. 自己及び自社の役員等の名簿
6. 有資格職員名簿及びそれを証する書類の写し
7. 技術者調書
8. 委任状（支店・営業所等に委任する場合）
9. 個人住民税に係る特別徴収実施確認、開始誓約書
10. 使用印鑑届及び発行後3か月以内の印鑑証明書の写し
11. 登記事項証明書（発行後3か月以内の写し）
12. 法人以外の場合、身分証明書（発行後3か月以内の写し）
13. 法人以外の場合、成年後見人登記事項証明書（発行後3か月以内の写し）
14. 財務諸表
15. 納税証明書（発行後1か月以内の写し）  
消費税、国税、都道府県税、個人住民税等

(物品)

1. 入札参加資格審査申請
2. 取扱品目一覧表
3. 営業に関する許認可証の写し
4. 設備機械概要書
5. 誓約書
6. 自己及び自社の役員等の名簿
7. 委任状（支店・営業所等に委任する場合）
8. 個人住民税に係る特別徴収実施確認、開始誓約書
9. 使用印鑑届及び発行後3か月以内の印鑑証明書の写し
10. 登記事項証明書（発行後3か月以内の写し）
11. 法人以外の場合、身分証明書（発行後3か月以内の写し）
12. 法人以外の場合、成年後見人登記事項証明書（発行後3か月以内の写し）
13. 財務諸表
14. 納税証明書（発行後1か月以内の写し） 消費税、国税、都道府県税、個人住民税等

● 測量、建設コンサルタント、地質調査等については、国土交通省の統一様式を参考にして下さい。

1. 入札参加資格審査申請
2. 営業所一覧表
3. 実績調書（過去2年分）
4. 履歴事項全部証明書の写し
5. 誓約書
6. 自己及び自社の役員等の名簿
7. 有資格職員名簿及びそれを証する書類の写し
8. 技術者調書
9. 委任状（支店・営業所等に委任する場合）
10. 個人住民税に係る特別徴収実施確認、開始誓約書
11. 使用印鑑届及び発行後3か月以内の印鑑証明書の写し
12. 登記事項証明書（発行後3か月以内の写し）
13. 財務諸表（直前1年分）
14. 納税証明書（発行後1か月以内の写し）  
消費税、国税、都道府県税、個人住民税等
15. 労災・雇用保険料納入証明書の写し

◎ 提出部数 : 各1部

◎ 受付期間 : 令和7年1月6日～令和7年2月28日迄（消印有効）

※ 注意事項

- 1 書類不備の場合は受け付けできません。早めに申請し、確認を受けて下さい。なお新規業者を除き、上記受付期間を過ぎると受け付けできません。受付印が必要な場合は葉書もしくは返信用封筒を同封して下さい
- 2 提出書類は、提出書類の一覧表を最上段にし、上記の各様式番号順にインデックスを付けA4判のファイルに綴じ、表紙及び背表紙に「入札参加資格審査申請書」及び「会社名」を記入してください。また、複数の業種を申請する場合は、業種ごとに提出してください。
- 3 申請年度内に許可（建設業許可）の期限が切れる場合は、すみやかに新許可書を入手し提出してください。
- 4 町外業者については、2年毎、町内業者については毎年の更新をお願いします。
- 5 令和5年度より県内業者（建設・コンサル）の入札参加には電子入札システムへの登録申請が必須となりました。